

府中町総合教育会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、府中町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の会議（以下単に「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の許可）

第2条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿に自己の住所及び氏名を記載し、傍聴の許可を受けなければならない。

（傍聴できない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認める者
- (2) 会議の妨害になると認める器具を所持している者
- (3) その他傍聴することが不相当と認める者

（傍聴人数の制限）

第4条 町長は、会議場の規模等を勘案し、傍聴人数を制限することができる。

（傍聴人の行為の制限）

第5条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 飲食し、又は喫煙すること。
- (2) 私語、雑談、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、賛否を表明すること。
- (4) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

2 傍聴人は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、町長の許可を得た場合は、この限りでない。

3 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第6条 傍聴人は、前条の規定に違反して町長が退場を命じたとき又は会議を公開しないことを総合教育会議が決定したときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この規程は、平成27年 月 日から施行する。